

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日まで）における 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和4年1月21日から2月13日までの間、政府が神奈川県に対し、「まん延防止等重点措置」を適用することを決定し、また、神奈川県は、本市を含む県内全市町村をその区域に指定しました。

幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等^(※)の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、原則事業を実施し、引き続き利用していただけます。

一方、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症は、横浜市内でも急速な感染拡大が見受けられます。市内の幼稚園等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増傾向にあり、これまで以上の感染防止対策が必要な状況であることを踏まえ、**必要な範囲で市型預かり保育等を利用していただくよう引き続きお願いいたします。**

改めてのお願いになりますが、特に登園前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合等にはお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

なお、**令和4年1月21日から2月13日までの間、市型預かり保育等の利用を控えた場合には、利用料を日割り計算し保護者の負担を軽減することといたします。**期間中の利用料について、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、休暇を取得される場合に、雇用主様にお渡しする依頼文を作成しましたので、必要に応じてご利用ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業した場合等に活用できる「小学校休業等対応助成金」及び「小学校休業等対応支援金」についても厚生労働省のリーフレットを添付しておりますので、必要に応じてご利用ください。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、市型預かり保育等をお休みしていただくようお願いいたします。また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間でのご利用を改めてお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・登園前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合にはお休みする
- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 利用料について（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）

令和4年1月21日か2月13日までの間、利用した日数に応じた日割り計算とし、後日保護者負担軽減補助金を交付いたします。

市型預かり保育等の利用状況については、本市が利用園に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません。

3 添付資料

- (1) 雇用主の皆様へ（必要に応じて勤務先への提出等にご利用ください。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085